72 日本型直接支払

【令和4年度予算概算要求額 78,158(77,202)百万円】

く対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を 支援します。

く政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

く事業の全体像>

- 農業・農村は、国土保全等の**多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受**していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活 動等によって支えられている**多面的機能の発揮に支障**が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、**担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の 負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念**される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行 い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

多面的機能支払 48,952(48,652)百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模 拡大を後押し



- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面 維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、 地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上に

資源向上支払

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を 支援



- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成や牛熊系保全などの農村環境 保全活動
- 施設の長寿命化のための活動 等





植栽活動

中山間地域等直接支払 26,280(26,100)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の 不利を補正することにより、将来に向けて農 業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域 (山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,926 (2,450) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コスト を支援



有機農業





カバークロップ

堆肥の施用

72 - 1 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和4年度予算概算要求額 48,952(48,652)百万円】

く対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上(5割以上[令和7年度まで])
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上(6割以上「令和7年度まで」)

く事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,250(47,050)百万円

- ① 農地維持支払 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共 **同活動**を支援します。
- ② 資源向上支払 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化 **のための活動**を支援します。

交付単価 (円/10a)

	都府県			北海道			ļi.
	●農地維持支払	❷資源向上支払 (共同) ※1	③ 資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	●農地維持支払	❷資源向上支払 (共同) ※1	③ 資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	1
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400	!
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600	i
草地	250	240	400	130	120	400	:

「5年間以上実施した地区は、2に75%単価を適用]

- ※1:❷、❸の資源向上支払は、❶の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- 一※2:①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- |※3:❸の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用
- 2. 多面的機能支払推進交付金 1,702(1,602)百万円 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。また、 本交付金の効果や取組状況等の調査を実施します。

<事業の流れ>

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源 の保全管理に関する構想の策定 等







く事業イメージ>

資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生 態系保全などの農村環境保全活動 等

老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための

補修 等







実 施 主 体:農業者等で構成される組織(♪及び❸は農業者のみで構成する組織でも取組可能)

対象農用地:農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目					都府県	北海道
2.T.10.14.0.T.1.2.16.14	 多面的機能の増進を図る活動の取組	i的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合		田	400	320
多面的機能の更なる増進	[加算対象活動に「農的関係人口の拡大」を追加(令和4年度拡充事項)]		畑	240	80	
	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践					
農村協働力の深化	活動に構成員の8割(役員に女性が が毎年度参加する場合	が2名以上参画している場合	は6割)以上	草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強 化(田んぼダム)の推進	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合			H	400	320
					1,000	700
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落 間連携により保全管理を行う取組を支援 			畑	600	300
				草地	80	40
1百日			<u></u>	交付全	(定額)	

3集落以上または50ha以上 3 集落以上または1,500ha以上 4万円/年·組織 広域活動組織の面積規模等に応じ 200ha以上 3,000ha以上 8万円/年·組織 広域化への支援 た交付額 1,000ha以上 15,000ha以上 16万円/年·組織

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課(03-6744-2197)

72-2 日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和4年度予算概算要求額 26,280(26,100)百万円】

く対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

く事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金

25,880(25,900)百万円

① 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)	田:急傾斜 (傾斜:1/20) 畑:急傾斜 (傾斜:15度)
Ħ	急傾斜(1/20~)	21,000	00000
Ш	緩傾斜(1/100~)	8,000	0.5m
畑	急傾斜(15度~)	11,500	10m — 10m
Ж	緩傾斜(8度~)	3,500	21,000円/10a 11,500円/10a

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

- ② 令和4年度の拡充事項
- ア 棚田の中でも超急傾斜農地については、**棚田地域振興活動加算と超急傾斜 加算との重複が可能**。
- イ 棚田地域振興活動加算の交付金返還措置を見直し。

〔定量的目標が外部要因に大きく依存する場合、活動実績を示すことにより遡及返還の対象としない〕

- ウ 農村地域づくり事業体(農村RMO※)の形成を推進するため、**集落機能強化加算を拡充。**
- 2. 中山間地域等直接支払推進交付金

400(200)百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

く事業イメージン

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等 【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(集落戦略の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 〔集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算 【上限額:200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額:200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援 〔農村RMO※の形成を目指す場合は、計画毎に追加加算(令和4年度拡充事項)〕	3,000円 (地目にかかわらず)
生産性向上加算 【上限額:200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

<事業の流れ>

上积

都道府県

正領

市町村

上台

農業者等

※ 農村RMO(Region Management Organization):複数の集落の機能を補完して、地域資源(農地・水路等)の保全・活用や農業振興と併せて、買い物・子育て支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う事業体

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課(03-3501-8359)

72 - 3 日本型直接支払のうち

環境保全型農業直接支払交付金

【令和4年度予算概算要求額 2,926(2,450)百万円】

く対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保 **全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

く事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

く事業の内容>

2,781(2,360)百万円 1. 環境保全型農業直接支払交付金

- ① 対象者:農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の対象となる要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 国際水準GAPを実施していること
 - ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係 る活動等) 取り組むこと
- ③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて 行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

- ※環境保全型農業の取組拡大に必要な活動に対する加算を拡充
- 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 145 (90) 百万円
- ① 環境保全型農業直接支払推進交付金 128 (81) 百万円 都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業 の推進を支援します。
- ② 環境保全型農業効果調査事業委託費 17(9)百万円 本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

<事業の流れ>



く事業イメージン

【支援対象取組·交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

象とする取組

▶ 全	国共通取組	かた全国を対象			
	全国共通取組	交付単価 (円/10a)			
有	そば等雑穀、飼料作物	物以外	12,000円		
機農	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合注2)に限り、2,000円を加算。				
業	そば等雑穀、飼料作物	勿	3,000円		
堆肌	堆肥の施用 4,400F				
カバークロップ			6,000円		
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)			5,400円 (3,200円)		
草生栽培			5,000円		
不耕起播種 ^{注3)}			3,000円		
長期中干し			800円		
秋莉	#		800円		









- 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。 有機JAS認証取得を求めるものではありません。
- 注2)土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、 リビングマルチ、草牛栽培のいずれかを実施していただきます。
- 注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種 機により播種を行う取組です。
- 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、 ▶ 地域特認取組 地域を限定した取組(冬期湛水管理、炭の投入等)

※交付単価は、都道府県が設定します。※配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

🔥 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【加算措置】(令和4年度拡充事項)

加算項目	目 措置内容	
環境整備加算	病害虫の発生源となる近隣の管理不良農地を整備する活動(簡 易な草刈りや防除等)を支援	10,000円/10a
取組広域化加算	環境保全型農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を新 規取組面積に応じて支援	4,000円/10a

「お問い合わせ先」農産局農業環境対策課(03-6744-0499)